入　札　公　告

社会福祉法人大阪府社会福祉事業団における介護用特殊浴槽売買業務に伴う一般競争入札について、次のとおり公告する。入札参加業者は、この公告の内容を遵守するとともに、入札についての注意事項等を熟知のうえ入札を行うこと。

令和 8 年 11 月 20 日

社会福祉法人大阪府社会福祉事業団
理　事　長　　行　松　英　明

1.　発注者（問い合わせ先）

〒562-0012 大阪府箕面市白島三丁目 5 番 50 号
社会福祉法人大阪府社会福祉事業団
担当　事務局企画指導グループ　野老山・吉野
TEL　072（724）8166
メールアドレス　kikaku-g@osj.or.jp

2.　入札に付する事項

（1）業務
介護用特殊浴槽売買業務

（2）履行場所
介護老人保健施設かがやき　豊中市刀根山元町 5-60

（3）業務概要
「介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護テクノロジーの導入支援事業補助金」を活用し、介護用特殊浴槽の納入を行う。

（4）納入時期
契約締結日から令和 9 年 3 月 15 日まで

3.　入札参加に必要な資格

入札に参加を希望する者は、以下の要件をすべて満たしていること。

ア．地方自治法施行令第１６７条の４第１項に定める要件に該当しない者。その他、以下の項目にも該当していないこと。

（ⅰ）成年被後見人

（ⅱ）民法の一部を改正する法律（平成１１年法律第１４９号）附則第３条第３項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治２９年法律第８９号）第１１条に規定する準禁治産者

（ⅲ）被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの

（ⅳ）民法第１７条第１項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

（ｖ）営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
（vi）破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
（vii）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第３２条第１項各号に揚げる者

イ．府の区域内に事業所を有する者にあっては、府税に係る徴収金を完納していること。

ウ．府の区域内に事業所を有しない者にあっては、主たる事業所の所在地の都道府県における最近１事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。

エ．消費税及び地方消費税を完納していること。

オ．民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第１項又は第２項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。

カ．会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第２条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第１項又は第２項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。

キ．金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

ク．当該法人の理事長又は理事（新設法人にあっては、法人設立発起人会の代表者又は発起人。以下「法人の理事長又は理事等」という。）若しくはこれらの者の親族（６親等以内の血族、配偶者又は３親等以内の姻族。以下「親族等」という。）が役員に就いている業者など、当該法人の理事長又は理事等が特別の利害関係を有する業者でない者。

ケ．当該受注者と資本又は人事面において関連がない者。

コ．大阪府補助金交付規則第２条第２号イ～ハに定める要件に該当しない者。（別紙２「大阪府補助金交付規則（抜粋）」によること。）

サ．法人にあっては、参加を希望する契約種目を法人の目的としていることを、登記事項証明書（登記簿謄本）により確認することができること。

シ．地方自治法施行令第 167 条の４第２項各号のいずれかに該当しないと認めれる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加資格停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。）又はその者の代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者。

ス．営業を行うにつき、法令等の規定により官公署の免許、許可又は認可を受けている者であること。

セ．大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和２年大阪府規則第 61 号）第３条第１項に規定する入札参加除外者（（１）キに掲げる者を除く。）、同規則第９条第１項に規定する誓約書違反者（（１）キに掲げる者を除く。）又は同規則第３条第１項各号のいずれかに該当すると認められる者（（１）キに掲げる者を除く。）でないこと。

4. 提出書類の配布方法

当法人のホームページ（https://www.osj.or.jp/tender/）の「入札公告」からダウンロードして使用すること。

5. 入札参加資格の審査の申請

この入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。なお、次に定める受付期間に、提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することが出来ない。

（1） 提出書類

ア．入札参加申請書（様式第 1 号）

イ．連絡票（様式第 2 号）

ウ．使用印鑑届（様式第 3 号）

エ．印鑑登録証明書（提出日より起算し、発行より 3 か月以内のもの）

オ．法人の履歴事項全部証明書（提出日より起算し、発行より 3 か月以内のもの）

（2） 受付期間

令和 8 年 11 月 20 日（金）～令和 8 年 12 月 1 日（火）15 時必着

（3） 提出場所

１．発注者（問い合わせ先）に同じ。

（4） 提出方法

持参または郵送とする。なお、郵送は受付期間内に必着とし、配達状況が確認できる郵便追跡サービスを利用すること。それ以外の方法による未着・遅延については一切考慮しない。

（5） 入札参加資格の審査結果の通知

申請者には、令和 8 年 12 月 3 日に一般競争入札参加資格確認結果通知書（以下「結果通知書」という。）を入札参加業者担当者のメールアドレス宛に通知する。

なお、通知期限の翌日において、いまだ通知がない場合には、１．発注者（問い合わせ先）に連絡し確認すること。

（通知内容）

・入札参加資格を有すると認めた者にあたっては、入札参加資格がある旨。

・入札参加資格を有しないと認めた者にあたっては、入札参加資格がない旨及びその理由。

6. 仕様書の交付および現地確認

（1）仕様書の交付

入札参加資格を有すると認めた者に対し、「結果通知書」と共に入札参加業者担当者のメールアドレス宛に交付する。

（2）現地確認

現地の確認については、令和 8 年 12 月 4 日（金）～12 月 9 日（水）の間で調整を行うこととする。なお、現地確認時には、詳細な説明・質疑の受付および回答は行わないので、質問受付期間内に所定の様式において質問すること。

7.　質問書

（1）質問受付期間

令和 8 年 12 月 9 日（水）18：00 まで

（2）提出先

メールにて（kikaku-g@osj.or.jp）宛に提出すること。

（3）様　式

（様式第 1 号）質問書

（4）その他

受付期間を過ぎた質問については一切受け付けない。

メールを送信した後、電話にてその旨を伝えること。

（担当者：企画指導グループ野老山・吉野）

8.　回答書

（1）交付日

令和 8 年 12 月 14 日（月）

（2）交付方法

すべての入札参加業者に対し、質疑内容についてメールにて回答する。

9.　入札の実施

（1） 日時

令和 8 年 12 月 21 日（月）　午前 10 時 00 分から

場所　〒562-0012 大阪府箕面市白島三丁目 5 番 50 号

社会福祉法人大阪府社会福祉事業団　事務局

（2） 提出書類

ア．入札書

イ．見積内訳書

ウ．委任状※代理人による入札の場合のみ

（3） 消費税の取扱い

入札金額は消費税及び地方消費税を除いた金額で記載すること。

（4） 落札業者の決定

予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札業者とする。なお、最低制限価格は設定しない。同額で落札業者となり得る者が 2 者以上ある場合には、直ちにくじ引きで落札業者を決定する。この場合において、当該入札をした者は、くじを辞退することはできない。

（5） 入札の無効

入札参加資格のない者及び提出書類に虚偽の記載をした者のした入札、及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

（6） 開札の方法

全ての入札参加業者による入札が終了した後、直ちに入札場所において、全ての入札参加事業者の立会いの下で開札し、発注者の入札執行担当者が入札金額を読み上げる。

（7） 予定価格の公表

入札結果の発表時に口頭で行うと共に玄関前に掲示する。

（８） 結果の公表

入札結果（入札参加業者名・落札業者名・入札金額及び落札金額・予定価格）の公表は玄関前に掲示する。

（９） 再度の入札

開札の結果、入札額のすべてが予定価格を上回るなど、入札が不調となった場合は、その場で直ちに再度の入札を行う。再度の入札の結果、再び不調となった場合は、公告からやり直す。

（１０） 支払条件

支払いの時期は履行完了後、請求書を受理し、補助金交付後速やかに振り込みにより支払う。

支払いに係る手数料は受注者の負担とすること。

（１１） その他

※一括下請負は一切認めない。

※入札執行日に結果通知書を持参すること。

※入札参加業者が 2 者以上集まらない場合は、公告からやり直す。

※落札業者となりうる業者が 2 者以上ある場合は、必ずくじ引きで落札業者を決定する。（入札者は、くじを引くことを辞退することはできない）

※入札参加形態は単体企業によるものとする。

※入札保証金は、免除する。

ただし、落札業者が正当な理由なく期限までに契約を締結しないときは、落札金額の 100 分の 3 に相当する額の違約金を徴収するものとする。

※提出書類作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

※当法人は、提出された書類を、入札参加資格の確認以外に申請者に無断で使用しない。

※提出された一切の書類は返却しない。

※提出した書類に虚偽があった場合、入札の参加はできないものとする。

※落札業者は速やかに発注者が別途指示する書類（大阪府補助金関係書類含む）を提出すること。

※入札にかかる費用は参加業者の負担とする。

※落札業者は速やかに、今後の予定について発注者と打ち合わせを行うこと。

※契約書および契約に必要な書類は､落札決定の日の翌日から起算して 10 日以内(土日祝を除く｡)に提出すること。

※履行保証保険契約を締結のうえ、履行保証保険証書の写しを提出すること。

※参加業者は本見積依頼により得た情報の秘密を保持し、第三者への漏洩を禁止する。

※入札までに、直接及び間接を問わず、社会福祉法人大阪府社会福祉事業団事務局及び各施設への問い合わせ・挨拶等は一切を禁止とする。